

旧	新
<p>第7編 航空災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 航空機の安全な運航の確保</p> <p>第1 航空従事者、航空保安職員の養成・<u>研修</u>の充実</p> <p>□次世代航空保安システムを運用する職員の技術取得や資質向上を図るなど、<u>航空保安大学校等における航空保安職員の研修の充実を図る。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第3節 情報の収集・伝達体制の整備</p> <p>第1 情報伝達ルートの確立</p> <p>□発災時等に災害応急対策の実施に関し、必要な情報の連絡を迅速かつ確実に行うことができるよう省内(本省、地方支分部局等の内部、本省と地方支分部局等の間、地方支分部局等相互間。以下、この節において同じ。)及び関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者との間で情報伝達ルートの確立を図る。</p> <p>第2 情報伝達手段の確保</p> <p>□発災時等に省内及び関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者との間で情報伝達手段を確保するため、<u>ポケットベル</u>・携帯電話・自動車電話等の移動通信機器の充実に努める。また、重要回線の専用線化、高度化、衛星通信・無線通信の活用を含めた多重化等について検討する。</p> <p>その際、夜間、休日、出勤途上においても、的確に対応できる体制を整備することとし、このため、省内関係者への<u>ポケットベル</u>・携帯電話の貸与、コンタクトポイントとなる者の複数化及び情報ネットワークの活用等の措置を講じる。</p> <p>第3 多様な情報収集手段の確保</p> <p>□関係省庁及び地方公共団体が整備する画像情報収集システム、被害状況の早期予測システム等へのアクセス手法が確保されるよう努める。</p> <p>第4節 航空交通の安全のための情報の充実</p> <p>□航空路誌、ノータム等により航空交通の安全確保に<u>関する</u>情報を適時・適切に提供する。</p> <p>□航空運送事業者に対し、航空交通の安全に関する各種情報を態様、要因毎等に分類、整理し、事故予防のために活用し、必要な措置を講ずるよう指導する。</p>	<p>第7編 航空災害対策編</p> <p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 航空機の安全な運航の確保</p> <p>第1 航空従事者、航空保安職員の養成・<u>教育</u>の充実</p> <p>□<u>航空大学校を活用し、定期航空等の安全確保の主力要員となる航空従事者を養成し、その安定的確保を図るとともに、定期航空運送事業者等の自社養成についても、十分な指導を行い、その質を確保する。</u></p> <p>□<u>老朽化、狭隘化している航空保安大学校を移転整備し、将来の航空保安職員の養成の充実を図るとともに、航空衛星システムを中心とする次世代航空保安システム等の導入の進展等に合わせ、職員研修コース・カリキュラム等の見直しを行い、訓練施設の充実を図る。さらに、国際化、経済社会ニーズ等の環境変化にも対応できるように、研修制度の改善、強化を推進する。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第3節 情報の収集・伝達体制の整備</p> <p>第1 情報伝達ルートの確立</p> <p>□発災時等に災害応急対策の実施に関し、必要な情報の連絡を迅速かつ確実に行うことができるよう省内(本省、地方支分部局等の内部、本省と地方支分部局等の間、地方支分部局等相互間。以下、この節において同じ。)及び関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者との間で情報伝達ルートの確立を図る。</p> <p>第2 情報伝達手段の確保</p> <p>□発災時等に省内及び関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者との間で情報伝達手段を確保するため、携帯電話・自動車電話等の移動通信機器の充実に努める。また、重要回線の専用線化、高度化、衛星通信・無線通信の活用を含めた多重化等について検討する。</p> <p>その際、夜間、休日、出勤途上においても、的確に対応できる体制を整備することとし、このため、省内関係者への携帯電話の貸与、コンタクトポイントとなる者の複数化及び情報ネットワークの活用等の措置を講じる。</p> <p>第3 多様な情報収集手段の確保</p> <p>□関係省庁及び地方公共団体が整備する画像情報収集システム、被害状況の早期予測システム等へのアクセス手法が確保されるよう努める。</p> <p>第4節 航空交通の安全のための情報の充実</p> <p>□航空路誌、ノータム、<u>対空通信</u>等により航空交通の安全確保に<u>必要な</u>情報を適時・適切に提供する。</p> <p>□航空運送事業者に対し、航空交通の安全に関する各種情報を態様、要因毎等に分類、整理し、事故予防のために活用し、必要な措置を講ずるよう指導する。</p>

第7編 航空災害対策編

□航空運送事業者に対し、分類整理した各種情報を事業者相互間において交換し、情報の活用を促進するよう指導する。

(略)

第6節 搜索・救難体制の整備

□東京救難調整本部を通じて、搜索活動等に従事する関係省庁に対して情報を伝達する体制を維持・整備する。

(略)

第13節 航空交通環境の整備

□空港整備七箇年計画等に基づき、空港、次世代システムを含む航空保安施設等の整備を行うとともに、空港周辺対策の実施を図る。

(略)

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の応急対策

第1 活動体制の確立

□航空災害が発生した場合、本省及び関係地方支分部局等では、非常参集要員の緊急参集、情報収集・連絡体制の確立、災害対策本部の設置、各局部課における発災時に対応した業務体制への移行等により、速やかに防災活動体制を確立する。

第2 政府対策本部等への対応

□関係省庁会議の開催、政府対策本部の設置等が行われてた場合には、予め指定した職員をこれに参加させ、関係省庁との情報交換、災害応急対策の調整等に従事させる。また、政府対策本部が設置される場合には、国土交通省内にその本部を設置する。

第3 情報の収集・伝達

(1) 災害応急対策の実施に必要な情報の収集・伝達

□自らまたは関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を通じて、全般的な被害状況や空港施設の被害状況、公共交通機関の運航状況等の災害応急対策を講じるために必要な情報の収集を速やかに行う。

□航空災害が発生した場合または発生するおそれがある場合、事故情報等の連絡を官邸、関係省庁、関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。航空災害発生直後の被害の第1次情報等については、被害規模を迅速に把握するとともに、被害規模に関する概括的な情報等を速やかに官邸及び関係省庁に連絡する。なお、社会的影響の大きい大規模な航空災害が発生した場合、被害の第1次情報を速やかに官邸に連絡する。

なお、情報の収集・伝達にあたっては、内容の詳細な把握よりも迅速な対応に重点をおくものとする。

(2) 情報伝達手段の確保

□発災後、直ちに情報伝達手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設、設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星電話、無線通信等を活用した緊急情報連絡

□航空運送事業者に対し、分類整理した各種情報を事業者相互間において交換し、情報の活用を促進するよう指導する。

(略)

第6節 搜索・救難体制の整備

□航空機の遭難、行方不明等に際し、迅速かつ的確な搜索・救難活動を行うため、救難調整本部においては、種々の緊急状態に対応した活動計画、訓練、情報の収集・処理体制を充実するとともに、関係機関との連絡・協調体制の強化を図る。

(略)

第13節 航空交通環境の整備

□社会資本整備重点計画等に基づき、空港、次世代システムを含む航空保安施設等の整備を行うとともに、空港周辺対策の実施を図る。

(略)

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の応急対策

第1 活動体制の確立

□航空災害が発生した場合、本省及び関係地方支分部局等では、非常参集要員の緊急参集、情報収集・連絡体制の確立、災害対策本部の設置、各局部課における発災時に対応した業務体制への移行等により、速やかに防災活動体制を確立する。

第2 政府対策本部等への対応

□関係省庁会議の開催、政府対策本部の設置等が行われてた場合には、予め指定した職員をこれに参加させ、関係省庁との情報交換、災害応急対策の調整等に従事させる。また、政府対策本部が設置される場合には、国土交通省内にその本部を設置する。

第3 情報の収集・伝達

(1) 災害応急対策の実施に必要な情報の収集・伝達

□自らまたは関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者を通じて、全般的な被害状況や空港施設の被害状況、公共交通機関の運航状況等の災害応急対策を講じるために必要な情報の収集を速やかに行う。

□航空災害が発生した場合または発生するおそれがある場合、事故情報等の連絡を総理大臣官邸、関係省庁、関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。航空災害発生直後の被害の第1次情報等については、被害規模を迅速に把握するとともに、被害規模に関する概括的な情報等を速やかに総理大臣官邸及び関係省庁に連絡する。なお、社会的影響の大きい大規模な航空災害が発生した場合、被害の第1次情報を速やかに総理大臣官邸に連絡する。

なお、情報の収集・伝達にあたっては、内容の詳細な把握よりも迅速な対応に重点をおくものとする。

(2) 情報伝達手段の確保

□発災後、直ちに情報伝達手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設、設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星電話、無線通信等を活用した緊急情報連絡

第7編 航空災害対策編

用の回線設定に努める。

第4 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

□ 搜索救難に関する関係機関として、東京救難調整本部を通じて、相互に密接に協力して、搜索活動を行う。

東京救難調整本部を通じて、搜索活動に従事する関係省庁に対し情報を伝達する。

用の回線設定に努める。

第4 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

□ 救難調整本部においては、航空機の搜索救難に関する関係省庁と相互に密接に協力し搜索救難活動を行う。

□ 救難調整本部において、航空機の搜索救難に関する業務を有効に促進するため、必要な連絡及び調整について、関係省庁と随時必要な協議を行う。